

令和8年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年7月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所本館 306・307会議室

開 会 令和8年7月24日(金) 午後2時

出席委員

農業委員								
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○	
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○	
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○	
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	×					
農地利用最適化推進委員								
15. 鈴木 朝明（北部）		○	16. 渡邊 由美子（西部）		○	17. 堀田 啓（南部）		○

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 三宅 祥夫
主 事 高味 俊夫
主 事 宮下 彩乃
主 事 光田 真聖

議 事 日 程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第9号 農地法第3条の規定に係る許可申請 1件
議案第10号 農地法第5条の規定に係る許可申請 1件
議案第11号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 3件
(一括契約)

(2) 報告案件

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件
報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 10件

2 その他

・令和8年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

会

長 皆さん、こんにちは。

梅雨もあけ、本格的に夏の暑さとなつてまいりました。委員の皆様におかれましては、農作業中の熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和8年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は、14番の木村委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は4番 横井 満之（よこい みつゆき）委員 5番 中野 浩光（なかの ひろみつ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、事前に配布したものに追加がありますので、机上配布した次第のとおりです。

（１） 議決案件について		
【議案第9号】		
・農地法第3条の規定に係る許可申請		1件
【議案第10号】		
・農地法第5条の規定に係る許可申請		1件
【議案第11号】		
・農用地利用集積等促進計画策定の要請		3件
（２） 報告案件について		
【報告第9号】		
・農地法第4条第1項第7号の規定による届出		2件
【報告第10号】		
・農地法第5条第1項第6号の規定による届出		10件

を議題といたします。

それでは、【議案第9号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案書1ページ、申請番号 R8-2 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢のため経営規模を縮小したい譲渡人から、自宅からも通い易く、経営規模を拡大したい譲受人への所有権移転の申請です。

譲受人は、耕運機 1 台、トラクター 1 台、軽トラ 1 台を所有しており、作業の一部を外部委託しております。従事日数は譲受人が 90 日、譲受人の母が 250 日、譲受人の祖母が 200 日となっております。

経営面積は 6,496 m²、申請地への通作距離は約 3.5 km、通作時間は車で 10 分です。

譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第 3 条許可申請の基本要件である 3 項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

岩 田 委 員 この案件の地元は岩田委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 10 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 1 件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 2 ページ、申請番号 R8-8 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市で自動車修理業を営んでおります。

近年の業績進展に伴い、修理車両の取り扱い台数が大幅に増加しており、既存の駐車場は満車状態にあります。修理待ちおよび修理完了後の車両を安全に保管する場所の確保が急務となっておりますが、移動コストや防犯上の観点から近隣で保管場所を確保する必要があります。

そのため周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、事務所からも近く、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。6 台分の駐車場です。東側の乗り入れ口は補強を行い蓋をしますが、水の流れは損なわないようにすることです。その他周囲との境界については砂利が落ちないようにコンクリートブロック積みを行います。雨水につきましては、砂利敷のため、自然浸透させるとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

小 島 委 員 この案件の地元は小島委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 11 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について 3 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 2-1 ページ及び 2-2 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R8-6、R8-7、R8-8 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

三 宅 委 員 この案件の地元は三宅委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第9号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件及び【報告第10号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出10件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第9号農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件を説明します。

申請番号 R8-6 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-7 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら宮田用水が該当しております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書4ページをご覧ください。報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出10件を説明します。

申請番号 R8-30 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築で、再転用です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-31 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-32 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書5ページをご覧ください。

申請番号 R8-33 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当

は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-34 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は資材置き場です。こちら始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-35 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。
申請番号 R8-36 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅拡張です。こちら始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-37 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-38 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。宮田用水が該当しております。担当は小島委員です。

小島委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-39 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は星野委員です。

星野委員 問題ございません。

事務局 報告案件は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、令和 8 年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について説明をお願いします。

事務局 議案書と一緒に送付させていただいておりました、9 月 15 日、火曜日 13 時半から 16 時まで、名古屋文理大学文化フォーラム大ホールにて研修会がございます。出欠確認票は事前に配布させていただいておりますので、まだご提出されていない方いらっしゃいましたら、会議が終わった後にご提出をお願いします。

事務局からは以上になります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 8 月 25 日、火曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所本館 3 階 306・307 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 8 年度第 4 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 3 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____